

令和 2 年度 **ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金** 評価表 NO. 55

所管部課名	観光・シティセールス課	担当者	内田 一樹					
事務事業名	観光イベント事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和2年度 予算額	1,400千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	1,400千円	千円				
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	ふるさと再発見地元もりあげ事業の観客数		約10,000人		令和7年度			
成果指標②								
補助対象者	公益社団法人川内青年会議所							
補助対象経費	(1) 会場設営費 (2) 広報宣伝費 (3) 事務消耗品費 (4) 前各号に掲げるもののほか、ふるさと再発見地元もりあげ事業の開催に当たり必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	ふるさと再発見を通じた地域活性化に取り組む事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。							
上記項目の積算方法	イベント実施団体からの要望及び、実績による							
補助 過 去 3 年 の 決 算 状 況 等 の	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	1,142,838	55.9%	1,362,258	49.3%	1,456,962	51.0%
		会費収入	787,768	38.6%	670,458	24.3%	797,962	27.9%
		事業収入	355,070	17.4%	691,800	25.0%	659,000	23.1%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	900,000	44.1%	1,400,000	50.7%	1,400,000	49.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	2,042,838	100.0%	2,762,258	100.0%	2,856,962	100.0%
	支出	事業費	2,042,838	100.0%	2,762,258	100.0%	2,856,962	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	2,042,838	100.0%	2,762,258	100.0%	2,856,962	100.0%
	支出計/前年度支出計				135.2%		103.4%	
自己資金/前年度自己資金				119.2%		107.0%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		6100		3,291		15,151		
成果指標の推移②		-		-		-		
特記すべき事項等	【前回評価】平成29年度評価「現状のまま継続」 【事業のPR方法】ポスター、チラシ、広報紙、JCHP、SNS等により周知している。 【費用対効果】市内外から多くの観客が来訪され地域活性化のイベントとして貢献している。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】自主財源確保に努められている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	さつま川内よかところ祭は、J Cが実施主体となり地域を盛り上げるための観光振興事業であり、不特定多数を対象とした事業として公益性が高い。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	地域に根ざしたイベントであり、地域活性化を目指していることから、自立していくまでの間、一定の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	観光交流人口増加に向けて、市民のニーズに合致したものになっている。 ふるさと再発見地元もりあげ事業を通じて市外からの観光客を増やす取組みは必要。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域に根ざしたイベントであるため、実施主体である川内青年会議所を補助対象者とすることが適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	自主的運営へ誘導していくが、当面は交付要領規定の効果指標による事業成果を分析していく必要がある。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	交付要領に補助対象経費を規定している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 今後、自主的運営へ誘導していくが、当面は交付要領規定の効果指標による事業成果を分析していく必要があるため、現状のまま継続したい。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 引続き、自主財源確保にも努力してもらう。		≪まとめ≫

ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成 24 年薩摩川内市告示第 204 号）第 2 条の表に掲げるふるさと再発見地元もりあげ事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が、ふるさと再発見に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第 3 条 ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第 4 条 ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 会場設営費
- (2) 広報宣伝費
- (3) 事務消耗品費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ふるさと再発見地元もりあげ事業の開催に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第 5 条 ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金の交付の申請に係る規則第 5 条の市長が別に指定する日は、毎年 5 月 30 日とする。

(交付の基準)

第 6 条 ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者にふるさと再発見地元もりあげ事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 7 条 ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金の実績報告に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第 8 条 ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) ふるさと再発見地元もりあげ事業の参加者数
- (2) ふるさと再発見地元もりあげ事業の観客数
(補助事業者等の責務)

第 9 条 ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の地域の振興に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光交流部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。